

愛媛県報

発行 愛愛 媛 県

第88号

令和2年3月17日火曜日 第88号

◇ 目 次 ◇
告 示

| 知事指定薬物の指定の失効 | | (薬務 | 衛生課) | . 158 |
|---|-------|--------|------|-------|
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等 | | | | |
| 監視伝染病発生予防検査の実施 | | (| 畜産課) | . 159 |
| 監視伝染病の発生予防のための注射の実施 | | (| ") | . 160 |
| 漁業の許可又は起業の認可の申請期間 | | (| 水産課) | . 160 |
| 基本測量の終了の通知 | | (道路 | 維持課) | . 160 |
| 公共測量の終了の通知(4件) | | (| ") | . 160 |
| 都市計画の変更(一部変更)(2件) | | (都市 | 計画課) | . 160 |
| 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要 | | | | |
| 建設業者の許可の取消し(2件)(「 | | | | |
| 道路の区域変更(県道美川小田線) | | | | . 162 |
| 道路の供用開始(県道小田河辺大洲線) | | | | . 162 |
| 道路の供用開始(一般国道 197号) | (| " |) | . 162 |
| 公営企業告示 | | | | |
| 落札者等の告示 | (公営 | 企業管理局 | 総務課) | . 163 |
| 正誤 | | | | |
| 令和 2 年 2 月28日付け第83号愛媛県告示第 184 号(道路の区域変更(県道横浜生名港線))中 | (東予地方 | ī局今治土木 | 事務所) | . 163 |
| | | | | |

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第230号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53 号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の 規定による指定が効力を失った。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) メチル= 2 [1 (4 フルオロブチル) 1 H インダ ゾール - 3 - カルボキサミド] - 3 , 3 - ジメチルブタノアー ト及びその塩類
- (2) N [1 (2 フェニルエチル) ピペリジン 4 イル]- N フェニルペンタンアミド及びその塩類
- (3) (8R) 1 アセチル N, N ジエチル 6 メチル 9, 10 ジデヒドロエルゴリン 8 カルボキサミド及びその 塩類
- (4) 1 (1,3 ベンゾジオキソール 5 イル) 2 (ブ チルアミノ)ペンタン - 1 - オン及びその塩類
- (5) 前各号に掲げる物を含有する物
- 2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至ったため。

3 失効の日

令和2年3月9日

○愛媛県告示第231号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。) 第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に 基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (仮称)ハローズ西条大町店(東エリア) 西条市大町490番1ほか
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号

代表取締役 佐藤 利行

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び 住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ハローズ

広島県福山市南蔵王町六丁目26番7号 代表取締役 佐藤 利行

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日 令和 2 年10月 1 日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 2,089平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

75台

イ 駐輪場の収容台数

40台

ウ 荷さばき施設の面積 80平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量 28立方メートル

- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉 店時刻

24時間

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 24時間
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数 3 箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 荷さばき施設 1 午前6時から午後10時まで 荷さばき施設 2 午後10時から午前9時まで
- 2 届出年月日

令和2年3月2日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに西条市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

- (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表 者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活 環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
- (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第232号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

- 2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施 する区域
- (1) 牛のブルセラ病

| 実施の対象となる牛の範囲 | 実施する区域 |
|---|----------|
| 1 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 | |
| で飼育しているその他の牛 2 その他知事の指定する牛 | 県下一円 |

(2) 牛の結核病

| 実施の対象となる牛の範囲 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 1 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 | 県下一円 |
| 2 その他知事の指定する牛 | |

(3) 牛のヨーネ病

| 実施の対象となる牛の範囲 | 実施する区域 |
|--|--------------------------|
| 1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛 | 西条市、今治市(旧越智 郡を除く)、松山市 |
| 2 種付けの用に供し、又は供する目的で 飼育している雄牛及びこれと同一施設内 で飼育しているその他の牛 3 その他知事の指定する牛 | 県下一円 |

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

| 実施の対象となる牛の死体の範囲 | 実施する区域 |
|---|--------|
| 死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症 対策特別措置法第6条第1項に基づく届出 の対象となるもの。ただし、同法同条第2 項ただし書きに該当するものを除く。 | 県下一円 |

(5) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)

| 実施の対象となる鶏の範囲 | 実施する区域 |
|-------------------------------|--------|
| 人工ふ化の用に供し、又は供する目的で 飼育している鶏 | 県下一円 |

(6) 知事の指定するその他の疾病

| 実施の対象となる家畜又は その死体の範囲 | 実施する区域 |
|-------------------------|--------|
| 知事の指定する家畜 | 県下一円 |

3 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症 家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林水産省令第35号) に定める方法
- (2) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢) 急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病 知事の指定する方法

○愛媛県告示第233号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項の規定 に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施す る。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

| 実施の対象となる豚の範囲 | 実施する区域 |
|--------------|--------|
| 知事の指定する豚 | 県下一円 |

2 実施の期日

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第234号

愛媛県漁業調整規則(昭和43年愛媛県規則第22号)第8条第2項 (同規則第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定に基 づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起 業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

今和2年3月17日から30日まで

○愛媛県告示第235号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき、 国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)

2 作業期間 令和元年8月27日から

令和2年2月21日まで

3 作業地域 宇和島市、鬼北町、愛南町

○愛媛県告示第236号

測量法 (昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり

公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和元年11月20日から

令和2年1月31日まで

3 作業地域 愛媛県大洲市阿蔵

○愛媛県告示第237号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和元年9月25日から

今和2年2月14日まで

3 作業地域 愛媛県松山市北梅本町

○愛媛県告示第238号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、道前平野農地整備事業所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(基準点測量)

2 作業期間 令和元年7月30日から

令和2年1月31日まで

3 作業地域 愛媛県西条市周布・吉田・丹原町田野上方地内

○愛媛県告示第239号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 作業種類 公共測量(用地測量)

2 作業期間 令和元年11月6日から

令和2年1月31日まで

3 作業地域 愛媛県大洲市柚木地内

○愛媛県告示第240号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称

今治広域都市計画道路

1・3・1 今治小松線

2 都市計画を変更する土地の区域

(1) 追加する部分 今治市小泉、別名、高橋、五十嵐、玉川町八 幡、新谷、古谷、町谷、山口、朝倉下、朝倉 北、朝倉南、長沢、孫兵衛作の各一部

(2) 削除する部分 今治市別名、高橋、五十嵐、新谷、古谷、町谷、山口、朝倉下、朝倉北、朝倉南、長沢、 孫兵衛作の各一部

○愛媛県告示第241号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 都市計画の種類及び名称 宇和島都市計画道路

3・3・31 住吉町坂下津線

- 2 都市計画を変更する土地の区域
- (1) 追加する部分 なし
- (2) 削除する部分 宇和島市明倫町の一部

○愛媛県告示第242号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。 以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造 等の変更の許可の申請があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年3月17日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名 ヤスハラケミカル株式会社

広島県府中市高木町1080番地 代表取締役社長 安原 禎二

2 事業場の名称及び所在地

ヤスハラケミカル株式会社新居浜工場 新居浜市黒島1丁目7番7号

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第33 号ロ、二及びリ

- 4 変更しようとする事項の内容 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 5 汚水等の処理施設に関する事項
 - (1) 曝気槽

| | | | 变, | 更 前 | 变 | 更後 |
|-------|-------------|----|------|-----|--------|--------|
| 処理施設に | 項 | 目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 | 窒素含 | 有量 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 及び処理後 | (単位 リット つきき | ルに | - 最大 | 最大 | 2.1 最大 | 2.1 最大 |
| の汚水等の | ラム) | | - | - | 4 2 | 4 2 |

| 汚染状態の | りん含有量 (単位 1 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
|-------|--------------------------------|--------------|--------------|----------------------|----------------------|
| 値 | (単位 「 リットルに つきミリグ ラム) | - 最大 - | - 最大 - | 0 .01 最大 0 .02 | 0 .01 最大 0 .02 |

備考 旧施設番号はバッキ槽である。

(2) R - 9901

| | | 变 | 更 前 | 变 | 更 後 |
|-------|---|---------------------------------------|---|---------------------|--------------------|
| 処理施設の | 幅 1 880メートル 長さ 4 300メートル 高さ 2 425メートル | | 幅 1 880メートル 長さ 4 300メートル 高さ 2 845メートル | | |
| 処理施設に | 項目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 | 窒素含有量 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 及び処理後 | (単位 1 リットルに | - 最大 | | 82 | 49 |
| の汚水等の | つきミリグ ラム) | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | - 取八 | 13.1 | 13.1 |
| 汚染状態の | りん含有量 (単位 1 | 通常 | 通常 | 通常 | 通常 |
| 値 | (単位 - リットルに つきミリグ ラム) | - 最大 - | - 最大 - | 2 .16 最大 3 50 | 0 40 最大 2 44 |

(3) R - 9909 A / B

| _ | | | | | |
|-----------------|---|--------------------|--|---------------------------|--------------------------|
| | | 变。 | 更 前 | 变。 | 更 後 |
| 処理施設の | | 3メートル 5メートル | 直径 0 .785メートル 高さ 2 .047メートル × 2基 | | |
| 処理施設に | 項目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前及び処理後の汚水等の | 窒素含有量 (リットリン (リッきミリン (ラム) | 通常 - 最大 - | 通常 - 最大 - | 通常 8 2 最大 13 .1 | 通常 49 最大 13.1 |
| 汚染状態の値 | りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム) | 通常 - 最大 - | 通常 - 最大 - | 通常 2 .16 最大 3 50 | 通常 0 40 最大 2 44 |

(4) 浮上沈降槽

| | | 变。 | 更前 | 变。 | 更後 |
|-------------------------|--|--------------------|--------------------|--------------------------|--------------------------|
| 処理施設に | 項目 | 処理前 | 処理後 | 処理前 | 処理後 |
| よる処理前 及び処理後 の汚水等の | 室素含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム) | 通常 - 最大 - | 通常 - 最大 - | 通常 2.7 最大 4.3 | 通常 2.7 最大 4.3 |
| 汚染状態の値 | りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリ ラム) | 通常 - 最大 - | 通常 - 最大 - | 通常 0 54 最大 1 50 | 通常 0 54 最大 1 50 |

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の 値並びに汚水等の1日当たりの量

No. 1排水口(既設)

変更なし

備考 この他に雨水排水口が2箇所ある。(本申請により、この2箇所を廃止する。)

○愛媛県告示第243号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号 | 許 可 年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消 年月日 | 取 り 消 し た建 設 業 の 種 類 | 取消しの原因 となった事実 |
|-----------------|-----------------|---------------|-------|------------------------|------------------|----------------------|------------------|
| (般 - 27)第8835号 | 平成27年 7 月27日 | (有)MYエンジニアリング | 三宅 正美 | 伊予郡松前町大字上高柳 427 - 2 | 令和2年 2月3日 | 電気工事業 消防施設工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 26)第5105号 | 平成27年 3 月22日 | 愛媛ビルメン(株) | 米岡 弘文 | 松山市平井町甲1752 - 1 | 令和 2 年 2 月14日 | 消防施設工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 28)第17781号 | 平成28年 9月5日 | Laie㈱ | 新田 幸穂 | 東温市北野田47 - 1 | 令和 2 年 2 月14日 | 管工事業 塗装工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 1)第18307号 | 令和元年 7月5日 | 荻山設備工業(株) | 荻山 恭平 | 松山市谷町甲141 - 3 | 令和 2 年 2 月14日 | 管工事業 | 建設業の廃止 |
| (般 - 29)第1893号 | 平成29年 10月31日 | 木野内化成産業㈱ | 安部 富美 | 松山市竹原町1-5-5 | 令和 2 年 2 月25日 | 建築工事業 | 建設業の廃止 (一部) |
| (般 - 27)第15736号 | 平成27年 4月27日 | 一〇三産業(株) | 渡辺 勝介 | 松山市保免西3-12-13 | 令和 2 年 2 月27日 | 管工事業 機械器具設置工事業 | 建設業の廃止 |

○愛媛県告示第244号

建設業法 (昭和24年法律第100号) 第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 許可番号 | 許 可 年月日 | 商号又は名称 | 代表者氏名 | 主たる営業所の所在地 | 取 消年月日 | 取り消した建設業の種類 | 取消しの原因 となった事実 |
|-----------------|----------------|-----------|-------|--------------|------------------|-------------|------------------|
| (般 - 26)第14473号 | 平成27年 3月13日 | (前)南予電設工業 | 浦崎 宏之 | 宇和島市高串1-508- | 令和 2 年 2 月14日 | 土木工事業 | 建設業の廃止 (一部) |

○愛媛県告示第245号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路線名 | X | 間 | 旧・新別 | 敷 地 の幅 員 | 延長 | 備考 |
|-------|-----------|--------------------|---|------|------------------|-----------------|----|
| 県 道 | 美川小田線 | 喜多郡内子町中川3326番 5 から | | IΒ | メートル 5 0~12 3 | キロメートル 0 237 | |
| 宗 追 | 美川小田線 | 同町中川3332番4まで | | 新 | 5 .7 ~ 15 .7 | 0 239 | |

○愛媛県告示第246号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の和 | 重類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | 区 | 間 | 供用開始の日 |
|------|----|----|-----|----|----------------------|---|------|---|---|---|---|-----------|
| 県 | 道 | 小田 | 河辺大 | 洲線 | 大洲市河辺町北 同町北平1674番 | | 3 から | | | | | 令和2年3月17日 |

○愛媛県告示第247号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 令和2年3月17日

愛媛県知事 中 村 時 広

| 道路の種類 | 路 | 線 | 名 | 供 | 用 | 開 | 始 | Ø | X | 間 | 供用開始の日 |
|-------|---|------|---|----------------------|---|---|---|---|---|---|---------------|
| 一般国道 | | 197号 | | 大洲市肱川町宇 同町宇和川3675 | | | | | | | 令和 2 年 3 月17日 |

公営企業告示

○愛媛県公営企業告示第1号

次のとおり落札者を決定した。 令和2年3月17日

愛媛県立中央病院長 西 村 誠 明

| 落札に係る物品等の名称及び数量 | 契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地 | 落札者を決定した日 | 落札者の氏名及び住所 | 落札金額 | 契約の相手方を 決定した手続 | 入札公告日 |
|------------------------------------|---------------------------------|---------------|---------------------------------|-------------------|-------------------|-----------|
| 感染性廃棄物処理業務委託(処分) 約4,800,000リットル | 愛媛県立中央病院 愛媛県松山市春日 町83番地 | 令和 2 年 2 月27日 | 松山容器株式会社 松山市南吉田町2145番 地 1 | 10 23円 (1リットル) | 一般競争入札 | 令和2年1月10日 |

正 誤

○正 誤

令和2年2月28日付け第83号愛媛県告示第184号(道路の区域変更(県道横浜生名港線))中

| ページ | 箇 所 | | 誤 | 正 |
|-----|------|---|-------------------------------|-------------------------------|
| 122 | 表区間欄 | 中 | (新) 越智郡上島町生名1180 番1地先から | (新) 越智郡上島町生名1880 番1地先から |

令和 2 年 3 月17日 発行 163